

○国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター規程

平成 17 年 10 月 3 日  
規 程 第 6 号

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日規程第 24 号

国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成 17 年規則第 1 号）第 19 条の規定に基づき、本学における医科学の教育研究に係る診療の場として機能するとともに、西洋医学と東洋医学を統合した診療及び施術を通して、地域医療の向上に寄与するため、保健科学部附属東西医学統合医療センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(センター長)

第2条 センターにセンター長を置き、教授をもって充てる。

- 2 センター長は、学長の命を受け、センターの校務を処理する。
- 3 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(診療科)

第3条 センターに、内科、循環器内科、内分泌・代謝内科、腎臓内科、漢方内科、脳神経内科、心療内科、整形外科、脳神経外科、精神科、リハビリテーション科及び放射線科を置く。

(診療等従事者)

第4条 センターにおいて診療及び施術に従事する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの教授、准教授、専任の講師、助教及び助手
- (2) 保健学科及び保健管理センターの教授、准教授、専任の講師、助教又は助手のうちから学長が必要と認める者
- (3) その他別に定めるところにより学長が適当と認める者

(診療等の料金及び徴収方法)

第5条 センターにおいて徴収する診療等に関する料金の額及び徴収方法は、別に定めるところによる。

(放射線障害の防止)

第6条 センターにおける診断用エックス線装置の取扱いについては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に基づき、別に定めるところによる。

(医薬品等受託研究)

第7条 センターにおいて行う医薬品等受託研究の取扱については、国立大学法人筑波技術大学受託研究取扱規則（平成 17 年規則第 7 号）に基づき必要な事項は別に定めるところによる。

(倫理審査)

第8条 センターで実施される教育研究活動の医の倫理審査に関し、必要な事項は別に定めるところによる。

(個人情報の保護)

第9条 センターにおいて保有する診療に係る個人情報の開示・不開示等の検討に関し、必

要な事項は別に定めるところによる。

(研修生の受入れ)

第10条 センターにおける研修生の受入れに関し、必要な事項は別に定めるところによる。

(日本東洋医学会専攻医の受入れ)

第11条 センターにおける日本東洋医学会専攻医の受入れに関し、必要な事項は別に定めるところによる。

(リスクマネージメント)

第12条 センターにおける診療に係るリスクマネージメントに関し、必要な事項は別に定めるところによる。

(運営委員会)

第13条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) センターの教授、准教授及び専任の講師

(3) 保健学科の教授、准教授又は専任の講師のうちから学長が指名する者 若干人

(4) 財務課長

(5) 看護師長

(6) その他学長が指名する者 若干人

(審議事項)

第14条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) センターの組織の設置又は改廃に関する事項

(2) センターの運営に関する基本的事項

(3) センターに係る規則、規程及び細則等の制定改廃に関する事項

(4) センターにおける教育研究活動に関する重要事項

(5) センターの診療及び施術に関する重要事項

(6) センターの予算及び概算要求の基本方針に関する事項

(7) センターの経営改善に関する事項

(8) センターの薬事に関する事項

(9) センター研修生に関する事項

(10) センター日本東洋医学会専攻医に関する事項

(11) その他センター長が必要と認める事項

(任期)

第15条 第13条第2項第3号及び第6号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の構成員又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第16条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、センター長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

第17条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第18条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第19条 センターに関する事務は、財務課において処理する。

(その他)

第20条 この規程の定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年10月1日から施行し、同年10月3日から適用する。

2 この規程施行後最初の委員の任期については、第14条第1項の規定にかかわらず、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年7月23日から施行し、平成26年5月30日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。